

答 申

平成25年1月10日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会
会 長 松 本 啓 介

鳥取県個人情報保護条例第2章第1節の実施機関に係る義務規定の適用が除外される場合について（答申）

平成24年12月20日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 鳥取県いじめ問題検証委員会が検証活動を行う上で、学校現場等において児童・生徒等の情報を収集するときを鳥取県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第3項第3号及び同条第4項第8号による個人情報の収集制限の例外事項として適当と認めます。
なお、検証に当たっては、児童・生徒への教育的な配慮を行うとともに、収集・提供する情報を真に必要な範囲に限定する、結果報告に際しては内容が関係者以外に無用に広がらないよう制限を付すなど、適切な情報の取扱いが行われるよう御留意ください。
- 2 児童の臓器提供に伴い臓器提供施設から児童虐待情報等の照会が行われた場合に、臓器提供施設から児童の情報を収集するときを条例第7条第4項第8号による個人情報の収集制限の例外事項として適当と認めます。
また、保有する個人情報を臓器提供施設に提供するときを条例第8条第1項第7号の提供制限の例外事項として適当と認めます。

「収集制限」の「種類による制限」の例外事項

項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
(鳥取県いじめ問題検証委員会関係) 委員会がいじめに関する重大事故の検証活動を行う上で、学校現場等において児童・生徒等の情報を収集するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条及び信教に関する情報 ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>「当該事務自体の特殊性」</p> <p>事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱制限情報がいじめの原因であることが想定されるため、いじめの原因等を特定、検証する上で、児童・生徒等の取扱制限情報を収集する必要がある。

「収集制限」の「方法による制限」の例外事項

項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
(鳥取県いじめ問題検証委員会関係) 委員会がいじめに関する重大事故の検証活動を行う上で、当該事故が発生した学校から関係者の情報を収集するとき、又は当該関係者以外の者から当該関係者の情報を収集するとき、学校現場等において児童・生徒等の情報を収集するとき	<p>当該事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人以外のものから収集しなければ当該個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題に関する重大事故を検証する上で、事故に係る経緯等の情報を事故が発生した学校から収集するとともに、情報の客観性や正確性を担保するために、それぞれの関係者から事情聴取を行うなど、本人以外の者（学校関係者等）から情報を収集する必要がある。

「収集制限」の「方法による制限」の例外事項

項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
<p>(児童の臓器提供関係)</p> <p>児童の臓器提供に伴い臓器提供施設から児童虐待情報等の照会が行われた場合に、臓器提供施設から児童の情報を収集するとき</p>	<p>事務の性質上、本人から収集することができず、また、親権者の同意を得て収集することが困難な場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親権者の同意については、親権者全員が情報の提供に協力的であるとは限らず、常に本人（親権者）の同意を条件としたのでは、虐待を受けた児童が死亡した場合に、虐待を行った保護者等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部改正の趣旨の達成に支障が生じるおそれが考えられる。

「提供制限」の「目的による制限」の例外事項

項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>(児童の臓器提供関係)</p> <p>児童の臓器提供に伴う臓器提供施設から児童虐待情報等の照会に対して、保有個人情報を臓器提供施設に提供するとき</p>	<p>(1) 「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>虐待を受けた児童が死亡した場合に、虐待を行った保護者等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部改正の趣旨の達成に支障が生じるおそれが考えられることから、児童相談所の保有個人情報を臓器提供施設に提供する必要がある。</p> <p>(2) 「実施機関が提供する必要性」</p> <p>児童相談所がその保有する児童虐待等に関する個人情報を提供しない場合は、臓器提供施設が対象から除外する判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。</p> <p>また、虐待事実の有無について、当該児童の家族に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を的確に確認するためには、実施機関が情報を提供する必要がある。</p>